

産地パワーアップ事業 実施要綱の制定について

〔 27 生産第 2390 号
平成 28 年 1 月 20 日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、産地パワーアップ事業について、別紙のとおり産地パワーアップ事業実施要綱が定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の関係機関への通知については貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導をお願いしたい。

以上、命により通知する。

産地パワーアップ事業実施要綱

制 定 平成28年1月20日付け27生産第2390号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

第1 趣旨

昨年の環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を図る必要がある。

このため、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

1 都道府県農業再生協議会

経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）をいう。

2 地域農業再生協議会

推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会（以下「地域協議会」と総称する。）をいう。

3 都道府県事業実施方針

都道府県知事が定める産地の収益性の向上に向けた取組の方針であって、農林水産省生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。

4 産地パワーアップ計画

地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」と総称する。）により定められた産地の農業の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事により生産局長等が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。

5 取組主体事業計画

別表に掲げる取組主体が、産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なものとして承認されたものをいう。

6 都道府県事業計画

都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であって、生産局長等が別に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。

7 基金管理団体

生産局長等が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

第3 事業の実施等

1 事業の実施方針

本事業は、農産物生産の高収益化に向けた産地の取組方向の明確化を図り、その方向性に即した地域の一体的な取組により、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める事業を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

(1) 都道府県事業実施方針

都道府県知事は、生産局長等が別に定めるところにより、都道府県事業実施方針を作成するものとする。

(2) 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、生産局長等が別に定めるところにより、産地パワーアップ計画を作成するものとする。

2 事業の取組の内容

本事業の具体的なメニュー、メニューの取組主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長等が特に必要と認める場合については、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県とする。

4 事業の着工等

(1) 取組主体による本事業の着工又は着手(以下「着工等」という。)は、原則として、都道府県知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工(着手)届を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に本事業の着工等をする場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等するものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

(3) 都道府県知事は、取組主体から(1)の交付決定前着工(着手)届の提出があった場合は、基金管理団体にその写しを提出するものとする。

5 目標年度及び成果目標並びに事業評価

本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は、生産局長等が別に定めるとおりとする。

6 事業費の低減

事業実施主体、地域協議会等及び取組主体は、本事業を実施する場合には、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設整備及び機械リース等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

7 実施期間

- (1) 産地パワーアップ計画の実施期間は3年以内とする。
- (2) 取組主体事業計画の実施期間は2年以内とする。

第4 国の助成措置等

1 国は、予算の範囲内において、基金管理団体に対し、第3の事業に必要な経費について、生産局長等が別に定めるところにより補助するものとし、基金管理団体は、これを受け、産地パワーアップ事業基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

2 基金の管理等

(1) 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。

(2) 基金管理団体は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。

(3) 基金管理団体は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。

(4) 基金の管理及び第3の本事業の実施に当たり発生する事務費については、生産局長等が別に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

(5) 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

(6) 基金管理団体は、本事業に係る助成金の返納があった場合は、基金に繰り入れるものとする。

(7) 基金管理団体は、生産局長等が定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

3 基金管理団体は、本事業が終了した際に、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、生産局長等は、本事業が終了する前であっても、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準3の(4)アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

第5 基金管理団体の助成

1 基金管理団体は、助成金の交付対象として決定した都道府県事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、都道府県助成金を交付することができる。

2 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の1年度当たりの助成金の上限額は20億円とする。

第6 事業実施の手続

事業実施主体、地域協議会長等及び取組主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業の実施に必要な手続を行うものとする。

第7 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、地方農政局

長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告しなければならない。

第8 事業評価の報告

事業実施主体は、都道府県事業計画に定められた目標年度の翌年度において、本事業の評価を行い、その結果を取りまとめ、生産局長等の定めるところにより、地方農政局長等に報告しなければならない。

第9 事業の適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、地域協議会等及び取組主体による事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、必要に応じて、関係行政機関、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図るなど、本事業の実施促進についての指導に当たるものとする。
- 2 国は、都道府県知事に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第10 その他

本事業の実施等につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

別表（第3関係）

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
<p>1 整備事業</p> <p>(1) 育苗施設</p> <p>(2) 乾燥調製施設</p> <p>(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農産物処理加工施設</p> <p>(5) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(6) 産地管理施設</p> <p>(7) 用土等供給施設</p> <p>(8) 被害防止施設</p> <p>(9) 農業廃棄物処理施設</p> <p>(10) 生産技術高度化施設</p> <p>(11) 種子種苗生産関連施設</p> <p>(12) 有機物処理・利用施設</p>	<p>1 メニュー欄の1の取組主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 土地改良区</p> <p>(5) 農業者（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(6) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(7) 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、生産局長等が別に定めるものに限る。以下同じ。）</p>	<p>1 メニュー欄の1の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 要綱第3の5の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p>	<p>1 補助率は事業費の1/2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内）とする。</p>
<p>2 生産支援事業</p> <p>(1) リース方式による農業機械等の導入</p> <p>(2) 生産資材の導入等</p>	<p>2 メニュー欄の2の取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社</p> <p>(4) 土地改良区</p> <p>(5) 農業者</p> <p>(6) 農業者の組織する団体</p> <p>(7) 民間事業者</p>	<p>2 メニュー欄の2の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 要綱第3の5の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。</p>	<p>2 補助率は次のとおりとする。</p> <p>(1) の事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。</p> <p>(2) の事業 1/2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内）とする。</p>
<p>3 効果増進事業</p> <p>事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p>	<p>3 メニュー欄の3の取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県協議会</p> <p>(2) 地域協議会</p>	<p>3 メニュー欄の3の採択要件は、メニュー欄の1又は2の事業を効果的に実施するために必要なものとする。</p>	<p>3 補助率は定額（1/2相当）とする。</p>